

第 1 章 総 則

第 1 趣旨

この要領は、開発行為事務処理要領第 9 に定める検査に関して必要な事項を定めるものとする。

第 2 検査の種類

- (1) 検査は、中間検査及び完了検査とする。
- (2) 中間検査は、工事施行中において必要と認められる場合に行う検査をいう。
- (3) 完了検査は、法第 36 条第 1 項に規定する工事完了の届出があった場合に行う検査をいう。

第 3 検査の方法

施工状況及び施工内容の検査については、設計図書と照合して行うほか、「第 2 章工事検査の方法」により、その適否を検査するものとする。

第 4 違反に対する措置

法第 8 1 条に規定する違反事実がある場合は、同条の規定により、必要な措置をとるものとし、その措置が完了したのち、改めて検査を行うものとする。

第 5 検査結果の通知

検査員は、検査を終了したときは、速やかにその結果を開発行為に関する工事の完了検査結果書により開発者に通知するものとする。

第 2 章 工 事 検 査 の 方 法

第 1 検査の方法

- (1) 完了検査の実施に当たっては、開発区域の安全及び機能に重大な影響を及ぼすものを主体に測定する。
- (2) 測定の結果、設計図書と相違する箇所が発見された場合は、検査結果書により手直し工事を命ずる。ただし、敷地の機能、維持上支障を来さないと認められる軽微なものについては、検査員の判定により指示事項とする。
- (3) 基礎工事等工事の進捗により、明視できない工事部分については、「藤枝市開発行為の写真整備要領」によって整備された写真により確認をする。
- (4) その他この工事検査の方法に含まれないものについては、藤枝市工事検査基

準（平成5年藤枝市告示第9号）を準用して行うものとする。

第2 ブロック積（張）工等

(1) のり長

のり長はのり長変化点で主に根入れ長を測定し、根入れ長の許容範囲はマイナス5センチメートル以内とする。

(2) 天端高

天端高が設計書と相違して宅地の機能、維持に支障を来す場合は改造を命ずる。

(3) のり勾配

のり勾配は必要に応じ測定し、許容範囲はマイナス0.5分以内とし、緩勾配については検査員の判定によるものとする。

(4) 胴込め及び裏込めコンクリート

コンクリートの厚さは500平方メートルに1箇所の割合で測定し、許容範囲はマイナス3センチメートル以内とする。

(5) 裏込め材

裏込め材の厚さは必要に応じ測定し、検査員の判定によるものとする。

(6) 水抜き穴

水抜き穴の設置状況は必要に応じ測定し、検査員の判定によるものとする。

第3 コンクリート擁壁工

(1) のり長

のり長はのり長変化点で主に根入れ長を測定し、根入れ長の許容範囲はマイナス5センチメートル以内とする。

(2) 天端高

天端高が設計書と相違して宅地の機能、維持に支障を来たす場合は改造を命ずる。

(3) 天端幅及び敷幅

天端幅及び敷幅は必要に応じ測定し、許容範囲はマイナス3センチメートル以内とする。

(4) のり勾配

のり勾配は必要に応じ測定し、許容範囲はマイナス0.5分以内とし、緩勾配については検査員の判定によるものとする。

第4 盛土

盛土する土地の部分の高さが2メートルを超える場合は、沈下又は崩壊が生じないように盛土計画を事前に審査し、締め固め、段切り等の施工を必要に応じ検査する。

第5 道路

道路の幅員は、必要に応じ測定し、許容範囲は幅員5メートル以下の場合はマイナス5センチメートル以内、幅員5メートル以上の場合はマイナス10センチメートル以内とする。

(1) 砂利敷き

砂利敷きの測定箇所は2箇所以上とし、許容範囲は敷き砂利の厚さのマイナス3センチメートル以内とし、転圧は検査員の判定によるものとする。

(2) 防じん処理工

施工面は、十分転圧してあり、浮き石がなく、処理材が一様に散布しているか観察する。

(3) 舗装工

ア 路盤工及び表層工は2箇所以上を測定し、許容範囲は厚さのマイナス10パーセント以内とする。

イ 平坦性は、必要に応じ観察し、路面排水に支障のある場合には改造を命ずる。

第3章 中間検査の方法

第1 目的

中間検査は宅地の安全に密接な関連のある工種の間接工程における施工管理の状況、品質管理状況及び開発区域周辺との関連を把握することを目的とする。

第2 方法

中間検査の実施に当たっては、第2章工事の検査方法に準拠して行うものとする。

第4章 重点調査事項

第1 施工管理

許可条件が適切に遵守されているか否かを確認する。

(1) 盛土及び切土

ア 沈下又は崩壊が生じないように締め固め、段切り等が設計図書に基づき適切

に実施されているか否かを確認する。

イ 切取りのり長、小段の設置及びのり面保護の適否を確認する。

(2) ブロック積工等

ア のり長及びのり勾配については、掘削時等の写真により特に根入れ深さを確認する。

イ 胴込め及び裏込めコンクリートについては 500 平方メートルに 1 箇所程度の割合で抜き取り、充填状況や品質を確認する。

ウ 裏込め材については、土砂が混入していないか、粒形はどうか等透水層としての質量や機能の適否を確認する。

エ 水抜き穴については寸法、数量及び設置状況について確認する。

(3) コンクリート擁壁工

ブロック積工に準じた確認方法で行い、検査員が必要と認めた場合には、注水試験やテストハンマーによる強度試験を行う。

(4) 管渠工

管の接合状況、マンホールの取付け状況、縦断勾配、埋設深度及び埋め戻しの適否を確認する。

(5) 側溝工

敷き厚及び溝蓋受け部の不陸等について確認する。

(6) 路盤工

縦横断勾配、骨材の品質形状粒度、厚さ、不陸状態、亀裂の有無等を確認する。

(7) 舗装工

厚さ、平坦性及び亀裂の有無等を確認する。

(8) 橋りょう工

ア 基準高、幅員、桁間隔、桁断面、横断勾配、高欄、地覆等を確認する。

イ コンクリートの品質は、管理試験資料、テストハンマー等によって確認する。

ウ 伸縮継手、支承部取付け状況を確認する。

エ 排水管及びその他付属部の取付け状況を確認する。

第 2 現場管理

(1) 土砂及び地区内水の排除が周辺地区へ与える影響を確認する。

(2) 緊急防災措置を確認する。

(3) 工事車両の進入路及び材料運搬通路の交通安全措置を確認する。

(4) 材料の保管状況を確認する。

第3 品質管理

コンクリート等の養生の状況、材料の品質、土質試験等品質管理状況を確認する。

第4 その他

(1) 検査は計画平面図、横断図等設計図書に基づいて確認するものとし、現地状況を勘案して変更施工しているものについては、変更案により検討するものとする。ただし、設計図書と異なって施工してあるもののうち機能的に影響のあるものについては、認めないものとする。

(2) 検査は全て実測とする。ただし工事完了後不可視となる部分その他の実測によりがたいものは、写真判定とする。

附 則

この訓令は、平成8年4月1日から施行する。